平成２４年（フ）第２０７号
新潟市中央区本町通12番町2772番地
債務者　石崎　克之
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小海　要吉
4　破産債権の届出期間　平成24年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９２号
新潟県燕市吉田法花堂366番地の３
債務者　丸山　孝行
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
4　破産債権の届出期間　平成24年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７８７号
神戸市須磨区高倉台２丁目８番14号
債務者　石垣　幸二
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６２号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5048番地の11
債務者　安武　満敏
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　　良
4　破産債権の届出期間　平成24年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６６号
宮崎市鶴島３丁目43番地１　第10シャトーモリオカ305号
債務者　関谷　貴晶
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午後２時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１９号
福島県郡山市片平町字大山南２番地の164
債務者　二瓶　博厚
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瓶　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５４４号
埼玉県ふじみ野市福岡新田64番地９
債務者　渡辺　信子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５４７号
埼玉県富士見市上沢１丁目16番27―604号
債務者　新井　広之
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６５号
大阪府藤井寺市沢田３丁目10番18号
債務者　匠設備こと　大西　　隆
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８０号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町８番７―703号、従前の住所兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町８番７―212号
債務者　熊谷カール
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２１５号
埼玉県川口市大字芝4896番地の13
債務者　杉原　健一
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
静岡市駿河区西脇627番地の３　ヴェルメゾン西脇Ｂ号、旧住所静岡市駿河区中島700番地
債務者　伊山マリアセシリア
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞江　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８９号
静岡市駿河区中島700番地
債務者　伊山　勝彦
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞江　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０３号
京都市山科区栗栖野中臣町10番地１　勧修寺北団地２棟105号
債務者　マジカルアートこと　黒沼　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木真一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３５号
静岡県富士市岩本81番地の１　山﨑借家11号棟、前住所静岡県富士市鈴川西町６番36号
債務者　鈴木　久子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
静岡地方裁判所富士支部